

小児慢性特定疾病医療費助成制度のしおり

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法第19条の3第3項の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に対し、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小児慢性等家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度です。

1. 対象者(年齢等)

- ①新規申請は、申請者が那覇市に住所を有する 18 歳未満の児童
(なお、申請者の考え方は「5. 申請者について」の欄でご確認ください。)
- ②新規申請後、承認された疾病について 18 歳以後も継続治療が必要な場合は、20 歳未満(誕生日の前日)まで更新申請が可能です。

2. 対象疾病等(16 疾患群801疾病)

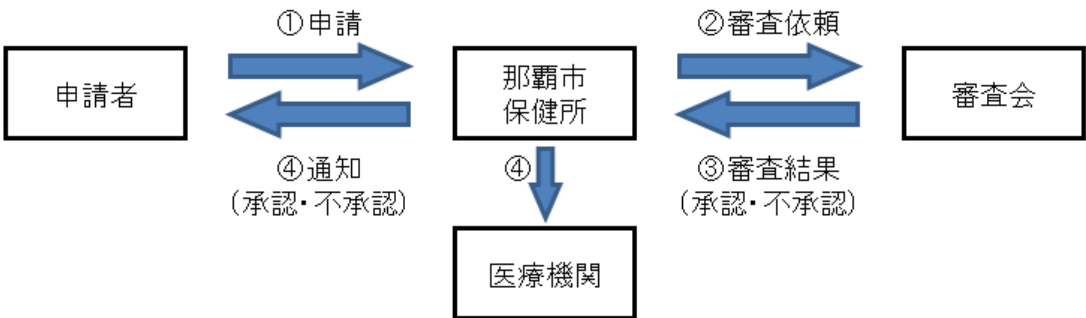
厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び、疾病ごとの程度に該当するもの

対象疾患群	代表的な疾病 ※
悪性新生物	急性リンパ性白血病 神経芽腫 悪性リンパ腫
慢性腎疾患	抵抗性ネフローゼ症候群 IgA 腎症
慢性呼吸器疾患	気管狭窄 慢性肺疾患
慢性心疾患	冠動脈拡張症 狭窄症 心室中隔欠損症
内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症 思春期早発症
膠原病	川崎病冠動脈病変 若年性リウマチ 全身性エリテマトーデス
糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病
先天性代謝異常	ウィルソン(Wilson)病
血液疾患	遺伝性球状赤血球症 血友病
免疫疾患	先天性補体欠損症 IgG サブクラス欠損症
神経・筋疾患	点頭てんかん(ウエスト(West)症候群) 結節性硬化症
慢性消化器疾患	胆道閉鎖症 肝硬変症
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	ソトス(Sotos)症候群 18トリソミー症候群
皮膚疾患	膿疱性乾癬(汎発型)レックリングハウゼン病
骨系統疾患	骨形成不全症
脈管系疾患	リンパ管腫

※最新の対象疾病は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ(<http://www.shouman.jp/>)でご確認ください。



3. 新規申請手続の流れ(※結果を通知するまでに、申請月から 2 ヶ月程度かかります。)



- ・チェックリストに記載の書類をご確認のうえ、必要書類を提出してください。
- ・審査会の結果、承認されましたら受給者証が送付されます。
- ・認定基準を満たさない場合は不承認になることがあります。
- ・医療機関等(薬局、訪問看護事業所含む)には、小児慢性特定疾病医療受給者証、自己負担上限額管理票を提示してください。

4. 有効期間

(1) 支給開始日

令和 5 年 10 月 1 日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日がこれまでの「申請日」から「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日(※)等」へ遡ることが可能となりました。

(※)疾病の状態の程度を満たした日については、指定医が医療意見書に記載します。

支給開始日は、診断年月日(医療意見書に記載)まで遡ることができます。(注 1、注 2)

(注 1)遡ることができる期間は、「那覇市保健所での申請日」から原則 1 か月(やむを得ない理由がある場合は最長 3 カ月)までです。

(注 2)郵送で申請した場合の申請日は、申請書類を那覇市保健所にて受理した日になります。

(2) 有効期間

申請区分	申請受付月	有効期間
新規	1 月から 4 月	支給開始日から直近の 10 月 31 日まで
	5 月から 7 月	支給開始日から翌年の 7 月 31 日まで
	8 月から 12 月	支給開始日から翌年の 10 月 31 日まで
更新	6 月から 7 月	更新前の有効期間満了日の翌日から翌年の 10 月 31 日まで

※有効期間満了後も継続する場合は、指定の期間中に更新申請を行う必要があります。

5. 申請者について

患者年齢	医療保険等の種類	申請者
18 歳未満	被用者保険(健康保険組合、協会けんぽ、共済等)	被保険者 ※単身赴任等で被保険者が患者と同居していない場合、患者と同居する保護者でも可
	国民健康保険(市町村国保、国民健康保険組合)	・市町村国保世帯主又は国民健康保険組合の組合員(世帯主等が患者と同じ国民健康保険に加入している保護者である場合) ・保護者(世帯主等が祖父母等で患者の保護者でない場合)
18 歳以上	全て	成年患者本人 (※新規申請は18歳未満の児童のみ。)

6. 各種変更申請について

- ・受給者証に記載されている事項が変更となる場合は、那覇市保健所の窓口にて変更届を提出する必要があります。必要な書類については、事前に問い合わせてください。

(1) 重症認定申請

- ・重症認定基準に該当する場合は、重症患者認定申請書に記載し、申請することができます。
- ・支給認定を受けた月から12ヶ月以内に、小児慢性特定疾病の治療に係る医療費総額が5万円を超えた月が 6 回以上ある場合についても申請することができます。

(2) 人工呼吸器等装着者申請

- ・人工呼吸器装着、対外式又は埋め込み式補助人口心臓の装着の場合で、基準に該当する場合は、主治医が記載した人工呼吸器等装着証明書を提出してください。

(3) 住所・氏名・医療保険の変更届について

・住所や氏名、医療保険の変更がある場合は、14 日以内に届出してください。

[那覇市への転入について]

- 沖縄県内からの転入・・・新規申請となりますが、医療意見書は不要です。
- 沖縄県外からの転入・・・新規申請となります。（18 歳以上でも県外での受給期間が残っている場合は支給対象となります）

※有効期間の開始日は、申請日となります（原則、転入日には遡れません）。転入後は早めに那覇市保健所の窓口で申請をしてください。

7. 自己負担限度額

- ・同一保険世帯の所得の状況に応じ、下の表のとおり決定されます。（同一保険世帯内に同医療費受給者、または特定医療費の受給者がいる場合は世帯内で按分されます。）
- ・対象となる医療は受給者証に記載された疾病及びその疾病に付随する医療に限られます。
- ・薬剤の院外処方、訪問看護についても自己負担額が発生し、各医療機関、薬局等で負担額を合算します。自己負担限度額まで達した場合、その月においてそれ以上の自己負担額はなくなります。

階層区分	階層区分の基準		一般	重症(※)	人工呼吸器等 装着
生活保護	－		0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市町村 民税非 課税 (世帯)	保護者年収 (～82 万6千5百円)	1,250 円		500 円
低所得Ⅱ		保護者年収 (82 万6千5百円超～)	2,500 円		
一般所得Ⅰ	市町村民税課税～7.1 万円未満		5,000 円	2,500 円	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上～25.1 万円未満		10,000 円	5,000 円	
上位所得	市町村民税 25.1 万円以上		15,000 円	10,000 円	
入院時食費			1/2 を自己負担		

※重症:①高額な医療が長期的に継続するもの(医療費総額が5万円/月を越える月が年間6回以上ある場合)

②重症患者基準に適合するもの (詳細)→



8. その他

・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

申請窓口:那覇市 福祉部 障がい福祉課(TEL:862-3275)

※対象者、自己負担額等の詳細については、担当課へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。



問い合わせ先

那覇市保健所地域保健課 那覇市与儀1丁目3番21号

TEL:098-853-7962 *申請窓口:那覇市保健所 1階(母子・難病受付)

*受付時間:祝祭日を除く、月曜日～金曜日の9時～12時、13時～17時



●新規申請に必要な書類(チェックシート)●

【どなたも必要な書類】

□①小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書(新規)

マイナンバー法施行に伴い、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

□②医療意見書(※医療意見書は国の定めた様式で医師が作成するため那覇市からは配布しておりません。受診している医療機関に作成を依頼してください。)

□③医療保険加入確認書類の写し

医療保険加入確認書類…「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「マイナポータル内の健康保険証・資格情報画面スクリーンショットを印刷したもの」

- ・国民健康保険・国保組合の場合 …加入している世帯全員分の医療保険加入確認書類
- ・被用者保険(社会保険・共済組合等)の場合…被保険者と受給者本人分の医療保険加入確認書類

□④マイナンバー確認書類

- ・国民健康保険・国保組合の場合 …加入している世帯全員分のマイナンバー確認書類(※)
 - ・被用者保険(社会保険・共済組合等)の場合…被保険者と受給者本人分のマイナンバー確認書類(※)
- (※)個人番号カード又は通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等。確認後、返却します。

※住民票謄本や課税証明書については、同意をいただいたうえで、住民基本台帳や課税台帳の閲覧により確認を行いますので、基本的に提出不要です。

※下記の【所得を確認する方】に未申告の方がいる場合は事前に申告をお願いします。

※下記の【所得を確認する方】が申請時点で那覇市民でない方、または本年1月1日現在(1～5月にあつては前年の1月1日現在)で那覇市に住民登録されていない方がいる場合、マイナンバー制度による情報連携の対象となります。マイナンバーの確認ができない場合は、1月1日現在の住所地より市町村民税課税証明書及び、現在の所在地より住民票を取り寄せていただく必要があります。詳しくは担当にお問い合わせください。

【所得を確認する方】

- ・国民健康保険・国保組合の場合…加入している世帯全員
→保護者が後期高齢医療のときは、後期高齢者医療の世帯全員。
- ・被用者保険(社会保険・共済組合等)の場合…被保険者

【該当する方は必要な書類】

□⑤成長ホルモン治療用意見書(新規)

沖縄県内において、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請を行う際、成長ホルモン治療を行う以下の6つ疾病については「成長ホルモン治療用意見書」も必要になります。

- (1)先天性下垂体機能低下症、(2)後天性下垂体機能低下症、(3)ターナー症候群
(4)軟骨無形成性症、(5)ヌーナン症候群、(6)慢性腎疾患による低身長

□⑥人工呼吸器等装着者証明書(※主治医が記入)

人工呼吸器等の認定を受けていて、その必要性が医療受給者証に記載されている疾病によって継続して生じている場合は、「人工呼吸器等装着証明書」も必要になります。

□⑦小児慢性特定疾病重症患者認定申請書

重症患者認定の申請をする場合に必要です。重症患者認定基準は別紙のとおりです。申請については主治医にご相談ください。

□⑧障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当等の受給額がわかる書類

(【所得を確認する方】が課税者の場合、または「低所得Ⅱ」了承欄へ署名をする場合は省略可。)

□⑨障害者手帳(1、2級)、療育手帳 ※重症申請をする方で所持されている方のみ

□⑩同じ保険世帯内の小児慢性特定疾病又は特定医療(指定難病)の受給者証

□⑪地方税関係情報照会に係る同意書 (※受診者の加入医療保険が国家公務員共済組合または地方公務員共済組合で、組合員の市民税が非課税の場合のみ提出してください。)

□⑫委任状(※申請者以外の方が窓口申請する場合に必要です。患者年齢が18歳以上の場合において、成年患者(年齢が18歳～19歳)以外の方が代理申請する場合、成年患者本人からの委任状が必要となります。)

- ・代理人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等))

※上記①、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫の書類は、那覇市ホームページよりダウンロードできます。